

府中市ホームレスの相談支援及び生活困窮者一時生活支援事業に関する  
プロポーザル募集要項

1 業務概要

(1) 業務件名

府中市ホームレスの相談支援及び生活困窮者一時生活支援事業

(2) 業務の目的

ホームレスなど一定の居所を持たない者及び失職や離別等により住居を失うおそれがある生活困窮者（以下「対象者」という。）に対して、巡回相談や一時生活支援などを行うことにより、対象者が自立した生活を営めるよう支援することを目的とする。

(3) 業務の概要

別紙1「府中市ホームレスの相談支援及び生活困窮者一時生活支援事業概要書」のとおり

(4) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 委託料上限額（予定）

18,629千円程度（消費税及び地方消費税10%を含む。）

※提案限度額は、本件委託業務の実施に係るすべての費用を含みます。また、契約については、令和6年度予算が議決された場合に締結するものであり、議決が得られない場合には契約しないこととし、市はその責任を負いません。

2 参加資格

(1) 年度当初から概要書に定める支援内容を実施できること。

(2) 府中市契約事務規則第34条に規定する指名競争入札参加資格を有すること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。

(6) 本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。

(7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用してい

ない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。

(9) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

### 3 参加手続

#### (1) 募集及び選定方法

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

事業者の提案書、見積書及びプレゼンテーションにより、1事業者を受託候補者として選定する。

#### (2) 提出書類

参加を希望する事業者は、次の書類を提出期限までに提出すること。

##### ア 参加申込みに係る書類

(ア) 参加申込書（様式第3-1号（第10第1項関係））

(イ) 参加資格要件確認書

(ウ) 類似業務の受託実績書

記載した業務の参考資料として、契約書の鑑の写しなど、当該業務の実績が確認できる資料を添付すること。

(エ) 応募動機

(オ) 財務諸表 貸借対照表及び損益計算書（直前決算のもの）

##### イ 提案書

(ア) 書式は任意で、A4サイズとする。

(イ) 事業の一部を再委託するときは、再委託先の事業者の概要、契約内容等を詳細に記述すること。

(ウ) 正本には社名を記載し、副本は提案書から提案者が判別できないように、社名及び提案者が推測可能な情報を記載しないようにすること。

(エ) 別表の基準に基づき審査を行うので、提案書は次の内容を含め作成すること。

a 業務実施方針

b 類似業務の実績

c 業務実施体制・人員の配置

d 業務の企画提案 I（ホームレスの相談支援事業）

次の項目を必ず記載すること。

(a) 本市のホームレスの現状分析

(b) 相談支援員の配置人数、保有資格、業務時間等

(c) 巡回相談の実施方法

- (d) ホームレスの地域生活移行・定着支援の方法
- e 業務の企画提案Ⅱ（一時生活支援事業）
  - (a) 相談支援員の配置人数、保有資格、業務時間等
  - (b) 相談支援の進め方
  - (c) 宿泊場所の確保や運営上の安全管理やリスク対応について
  - (d) 宿泊場所に準備する家具什器類
  - (e) 食事や日用品の提供方法
  - (f) 宿泊場所を利用中の日常生活自立支援について
  - (g) 住居の確保に向けた支援策
- f リスク管理

#### ウ 見積書

見積りは、ホームレスの相談支援事業（上限額 12,326,200 円）、一時生活支援事業（上限額 6,302,080 円）に分けて積算し、合計が委託料上限額の範囲内で提案すること。かつ、消費税額の内訳が分かるように記載すること。

提案金額には、本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書も添付すること。

なお、市は国が定めた基準額に従い、一時生活支援事業を実施するための賃料、食費、光熱水費、消耗品費等、対象者が一人1泊するに当たりかかる経費は単価 6,000 円を想定しており、事業実施に当たっては利用者入れ替えや保守点検等に必要な期間を除き、通年3部屋利用できるよう積算すること。また、利用が少なく不用となった費用については、固定経費を除き、市に返還するものとする。

#### (3) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案書により20分間で行い、その後質疑応答を行う。

プレゼンテーションは、原則として提案書に記載した実施体制における統括責任者又は主たる業務担当候補者が出席し、提案説明及び質疑への回答を行うこと。

スライドを投映する等してプレゼンテーションを行う場合は、必要な機材を事業者側で用意すること（HDMI 端子で接続する形のスクリーンを利用可能）。

## 4 選定結果

提案書不採用の者に対し、不採用の理由を書面により通知する。

なお、不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により不採用についての説明を求めることができる。

不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答する。

## 5 募集要項等の配布

### (1) 募集要項及び参加申込みに係る書類の配布方法

ア 市ホームページからダウンロード

イ 府中市福祉保健部生活福祉課（東京都府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所おもや2階）での直接配布

### (2) 配布期間

令和6年1月31日(水)から令和6年2月16日(金)まで

ただし、直接配布は平日の午前8時30分から午後5時までとする。

## 6 質問の受付及び回答

提案書等の提出書類に係る質問の受付及び回答については、次のとおり行う。

### (1) 受付期間

令和6年2月1日(木)から令和6年2月8日(木)午後5時まで

### (2) 質問方法

原則として、電子メールにて質問票（書式は任意）を添付し、送信すること。

（宛先：[jiritsu01@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:jiritsu01@city.fuchu.tokyo.jp)）

件名については、「【事業者名】ホームレスの相談支援及び生活困窮者一時生活支援事業質問書」とすること。

### (3) 回答方法

質問内容を集約し、令和6年2月13日(火)に、市ホームページ上に回答を掲載する。

## 7 提出書類の提出期間及び提出方法等

### (1) 提出期間

令和6年1月31日(水)から令和6年2月16日(金)午後5時まで

### (2) 提出方法

福祉保健部生活福祉課へ持参すること。

ただし、提出時間は平日の午前8時30分から午後5時までとする。

### (3) 提出部数

ア 参加申込みに係る書類

各1部

イ 提案書

9部（正本1部・副本8部）

副本には、社名及び提案者が特定できる記載は除くこと。

## 8 プレゼンテーション

- (1) 日時 令和6年3月初旬頃（詳細は後日通知予定）
- (2) 場所 府中市役所

## 9 受託候補者の決定

令和6年3月中旬（予定）

## 10 その他

- (1) 提案は、1事業者につき1提案とする。
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合は、いかなる場合であっても参加できない。提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 本提案に係る提出物については返却しない。
- (4) 参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は、受託候補者を選定するための手続以外には使用しない。  
なお、採用された事業者の資料については、市としてその内容を対外的に説明する必要があるため、公知とはいえない事業者独自のノウハウで、公開することにより事業優位性が損なわれる情報等の不開示情報を除き、原則開示することとする。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
  - ア 提案書、見積書及びその他必要書類に虚偽の記載をしたとき。
  - イ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
- (7) 通信障害による電子メールの不達など、本市及び提案事業者以外の第三者の責に起因する事故等については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 本提案により受託候補者に決定したことをもって、提案した全ての内容の契約を保証するものではない。
- (9) 受託者等の公表は、府中市プロポーザル方式ガイドラインに沿って行う。

## 11 書類等の提出先及び問合せ先

府中市福祉保健部生活福祉課 自立生活支援担当 （担当）須田・石井・平野

〒183-8703 府中市宮西町 2-24 府中市役所おもや2階

電 話：042-335-4191（直通）

F A X：042-366-3669

E-mail：[jiritsu01@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:jiritsu01@city.fuchu.tokyo.jp)

別表 受託候補者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点
1 業務実施方針	業務実施方針は適切で、本事業の目的を理解しているか
2 類似業務の実績	自治体における類似業務の実績は十分か
3 業務実施体制・人員配置	実務経験を有する者を配置できるか
	情報伝達・意思決定の流れが明確で、緊急時に迅速な対応が可能か
4 業務の企画提案Ⅰ (ホームレスの相談支援事業)	本市のホームレスの現況を十分に理解し、分析しているか
	相談支援員の配置人数、保有資格、業務時間等は妥当か
	巡回相談の実施方法は妥当で、効果が見込めるか
	ホームレスの地域生活移行・定着支援の方法は具体的で効果が見込めるか
5 業務の企画提案Ⅱ (一時生活支援事業)	相談支援の進め方は適切で、自立相談支援事業との一体的運営が確保されているか
	相談支援員の配置人数、保有資格、業務時間等は妥当か
	相談支援の進め方は適切か
	宿泊場所を確保し、運営する能力は十分か。また、宿泊場所に準備する家具什器等は妥当か
	住居を確保した後に自力で生活ができるように、生活力が不足した利用者に対して、適切な指導・支援が行えるか
	住居の確保に向けた支援策は有効か
6 リスク管理	想定しているリスクとその対処方法は適切か
	利用者の健康、安全について十分配慮しているか
	個人情報保護に関する対策は十分か
7 見積金額	見積金額・内容は妥当か
8 プレゼンテーション	説明や資料は論理的で分かり易く、文書作成の規定を順守しているか。また、質疑応答は的確か
9 その他	全体を通して企画力・構想力・説明力は十分か